

例月出納検査結果報告書（令和4年11月分）

地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の結果について、次のとおり報告します。

1 検査の対象

次に掲げる会計等に属する現金及び歳入歳出外現金の出納及び保管(令和4年11月分)

- (1) 一般会計
- (2) 特別会計（公共施設整備基金特別会計、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計）
- (3) 水道事業会計
- (4) 下水道事業会計
- (5) 病院事業会計
- (6) 基金（財政調整基金、公共施設整備基金、職員退職給与基金、進学奨励基金、国民健康保険財政調整基金、応急診療施設等整備基金、公共施設等総合管理基金、減債基金、市民のいのちを守る医療基金、生駒市営住宅整備基金、生駒市北部地域整備促進基金、介護給付費準備基金、みどりの基金、ふるさと生駒応援基金、教育環境整備基金、観光振興基金、市民活動支援基金、歴史文化基金、ベルテラスいこま共用部分修繕積立基金、図書館整備基金及び森林環境整備促進基金）

2 検査の実施内容

- (1) 検査の期日 令和5年1月27日（金）
- (2) 検査の方法

- ・提出された検査資料に基づいて監査委員事務局が事前に実施した書類検査の復命を受け、例月出納検査実施計画に定める着眼点に則って検査されたかどうかを確認した。
- ・会計別収支現計表及び合計残高試算表の計数と各金融機関等発行の預金等残高証明書（令和4年11月末日現在）とを照合し、出席した関係職員に対してヒアリングを実施した。

3 検査の結果

各会計及び各基金に属する現金並びに歳入歳出外現金の出納及び保管については、検収日が相違していた伝票（1件）、検査調書の記載が誤っていた伝票（1件）、伝票整理区分が誤っていた伝票（1件）及び会計課長の押印が漏れていた伝票（1件）が発見されたが、これらを除いて概ね適切に行われていると認めた。

また、電子決裁制度への移行後、支出命令書及び支出命令書兼支出負担行為何書は起票者が作成したものが決裁画面に自動添付されることになっているとのことであるが、支出命令書及び支出命令書兼支出負担行為何書について、現在は検収者の押印が必要であると

ころ、電子決裁の場合は押印が不要となる上、決裁ルートにおいて検収者の承認が必要とはされておらず、実際に検収をした者が必ず決裁ルートに入るとは限らない。これでは、起票者が勝手に検収者と検収日を記入することができ、内部統制（内部牽制）上、大きな問題である。会計課には、支出命令書及び支出命令書兼支出負担行為何書の電子決裁のやり方の見直しを検討するように依頼した。

（添付書類）

- ・会計別収支現計表【一般会計、特別会計、基金等】（令和4年11月分）
- ・合計残高試算表【水道事業会計】（令和4年11月分）
- ・合計残高試算表【下水道事業会計】（令和4年11月分）
- ・合計残高試算表【病院事業会計】（令和4年11月分）